

令和5年度 個人情報保護に関する法律等に基づく監査の実施

監査の実施

個人情報保護法及び番号法並びに調布市保有個人情報の適正な取扱いに関する規程に基づき、監査責任者（総務課長）は、各課における保有個人情報の管理の状況について、定期的に監査を行い、その結果を総括保護管理者（副市長）に報告する。

監査の実施周期

● 全ての部を5年で一巡

監査対象課は、各部の中から複数課を選定する。
定期的な監査に加えて、漏えい等事案の発生等を踏まえ、必要に応じて随時監査を実施する。

監査の方法

● 自己点検

対象課は、自己点検チェックシートを総務課へ提出

● ヒアリング

対象課に対し、総務課よりヒアリングを実施

● 実地検査

対象課の執務室等における管理状況等を確認

今年度のスケジュール

12月

- 令和5年度監査計画の報告
- 監査対象課への通知（実施日程、監査範囲、監査方法等）

1月

- （対象課）自己点検チェックシートの作成・提出
- 総務課による監査の実施（ヒアリング・実地検査）

2月

- 対象課へ監査結果の通知
- 監査結果のフォローアップの実施

3月

- 監査責任者（総務課長）が総括保護管理者（副市長）へ報告
- 第2回個人情報保護管理委員会の開催